

# 令和4年度第1回知多市国民健康保険運営協議会議事録

1 招集年月日 令和4年6月27日

2 招集の場所 知多市役所3階 第2委員会室

3 開会日時 令和4年8月5日 午後1時28分

4 出席委員 (14名)

浅井 宏	深谷 博之
近藤 雅範	大原 勝己
原田 賢彦	神谷 暁
山本 万寿男	大澤 九子
竹内 九二雄	竹内 敏信
渡辺 正敏	森本 眞金
松山 誠	松岡 祐治

5 欠席委員 なし

6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	杉江 大典
保険医療課長	竹内 芳美
保険医療課統括主任	塚本 華織
健康推進課統括主任	江端 亜紀子
税務課統括主任	小林 照彰

7 会議に付した事件

(1) 報告事項

ア 令和3年度国民健康保険事業報告について

イ 令和4年度国民健康保険税の税率等改正について

(2) その他

(8月5日 午後1時28分 開議)

進行者（保険医療課長）

本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料を、本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。事務局に用意してありますので、お持ちでない方はお知らせください。

また、本日配布させていただきました資料は、本日の会議次第、令和4年度国民健康保険運営協議会委員名簿、知多市国民健康保険運営協議会規則、令和4年度国民健康保険税の税率等改正について、質疑書の5種類でございます。不足はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、定刻より若干早いですが、ただ今から令和4年度第1回知多市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は、議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきます、保険医療課長の竹内です。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、今年度最初の会議となります。先日、委員全員の方に委嘱書の交付をさせていただきました。委員の任期は3年間となっておりますので、皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず、市長よりごあいさつを申し上げます。

市 長     —あいさつ—

進行者（保険医療課長）

続きまして、本日は今年度最初の会議で初めての委員の方もおみえですので、恐れ入りますが、皆様に自己紹介をしていただきたいと思います。

お手元の資料、令和4年度国民健康保険運営協議会委員名簿の順に自己紹介をお願いしたいと思いますので、浅井委員からよろしくお願いいたします。

各委員     —自己紹介—

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

事務局     —自己紹介—

進行者（保険医療課長）

それでは、お手元の会議次第の2、役員の選出についてでございます。本日の会議は、委員の委嘱後初めての会議で、会長が決まっておりますので、健康文化部長が進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

部 長

それでは、会長、副会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。以後、着座にて説明させていただきます。

会議次第の2 役員の選出についてを進めさせていただきます。役員の選出方法につきましては、国民健康保険運営協議会規則第4条で、協議会は、会長1名のほか副会長1名を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙すると規定されています。

ここでお諮りいたします。選挙の方法につきましては、色々な方法があろうかと存じますが、慣例により委員の皆様からの推薦により、選出していただく方法で行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

部 長

異議なしの声がありましたので、委員の皆様からの推薦により選出させていただきます。正副会長は、知多市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、公益を代表する委員の中から選出をお願いします。公益を代表する委員は、お手元の資料の委員名簿で、公益代表4名の方でございます。では、どなたかご推挙をお願いいたします。

委 員

正副会長につきまして、推挙させていただきます。会長には、行政との結びつきや、国保の持つ社会福祉的側面を考え合わせ、社会福祉協議会の渡辺正敏委員に、副会長には、あいち知多農協理事という重職を担われ、また当協議会の委員を引き続き務めていただいている竹内敏信委員をお願いしたいと思います。

部 長

ありがとうございました。委員から、会長には渡辺正敏委員に、副会長には竹内敏信委員にのご推挙の声が上がりましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

部 長

全員のご推挙をいただきましたので、会長は渡辺正敏委員に、副会長は竹内敏信委員にお願いします。

会長、副会長さんには、席の移動をお願いいたします。ここで、新会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長     —あいさつ—

部 長

ありがとうございました。続きまして、新副会長よりごあいさつをお願いします。

副会長   —あいさつ—

部 長

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、運営協議会規則の規定によりまして、会長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

進行役（保険医療課長）

ここで、おことわりをさせていただきます。市長は他の公務のため、退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

(市長退席)

議 長

それでは、知多市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。現在の出席者は14名です。定足数に達しており、会議は成立いたします。議事につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。

はじめに、会議次第の4 議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありましたので、指名させていただきます。浅井宏委員、原田賢彦委員の2名を指名します。よろしくお願いします。

続きまして、本日の議題の進め方について、皆様をお願いします。はじめに、議題につきまして事務局から説明させます。説明が終わりましたら、説明に対するご質問、ご意見をお伺いします。なお、発言される場合は、お名前を述べてからお願いいたします。

それでは、次第の5 議題に移ります。(1) 報告事項 ア 令和3年度国民健康保険事業報告についてを議題とします。事務局から説明してください。

事務局(保険医療課統括主任)

資料 令和3年度知多市国民健康保険事業報告の説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

1 加入状況です。この表は、本市国民健康保険の加入状況を前年度と比較したものです。令和3年度の年間平均をご覧ください。世帯数は、前年度より1.3%減の1万666世帯、被保険者数は、2.4%減の1万6,604人でした。

退職被保険者等は、令和元年度末で対象者は0人となり、すべての加入者が一般被保険者となりました。退職者医療制度の廃止に伴う経過措置により、平成27年度以降、新規加入者はいませんが、制度上は令和7年度まで継続することが見込まれています。

その下のグラフは、過去5年間の被保険者数の推移を表したものです。各年度の3月末日の人数で比較したもので、年々、被保険者数は減少しており、今後も被用者保険の適用拡大により、さらに減少が見込まれます。

2ページをお願いします。2 経理状況です。令和3年度分につきましては、まだ市議会で決算の認定を受けておりませんので、(見込み)と表示してあります。

(1) 収入です。国民健康保険税は、前年度から3.4%の減です。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免に対する補助金の減少等により、前年度から62.9%の減です。

県支出金は、医療費の保険者負担分の支払いに必要な費用を全額県が交付してくれるもの、及び事業運営に対する補助金で、前年度並みの収入がありました。

繰入金は、保険税の軽減措置に対するもの、低所得者の数に応じて保険者を支援するもの、職員給与費や国民健康保険事務費に対するもの、被保険者の出産費用に対するもの、高齢者の数に応じたもの、及び現行保険税率では賄いきれない国保事業費に対するものとして、市の一般会計から繰り入れを行ったもので、18.4%の増です。

繰越金は、令和2年度の収支差引額を繰り越したもので、12.6%の減です。

その他の収入は、国保税の延滞金や、医療費の返還金などで、23.3%の減です。

以上、収入合計は、77億2,393万8,531円で、前年度に比べ0.6%の増となりました。

続きまして(2)支出です。総務費は、国保事業運営に要する事務費で、前年度に比べ3.8%の減です。

保険給付費は、医療費に係る支払額で、前年度に比べ1.1%の増です。これは新型コロナウイルス感染症の影響による病院の受診控えで、医療費が減少した令和2年度に比べ、令和3年度は受診者の増、及び幅広い年齢層でコロナ罹患者が増えたこと等により医療費が増加したものと考えています。

内訳ですが、療養諸費は、被保険者が医療機関等で診療を受けた医療費の保険者負担分です。

高額療養費は、被保険者が医療機関等の窓口で支払う、ひと月の一部負担金の額が所得に応じた限度額を超えた場合に、その超過額を支給したものです。

出産育児諸費は、被保険者が出産した場合、1人につき42万円を上限に支給したものです。

葬祭諸費は、被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に1人につき5万円を支給したものです。傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に支給したものです。

国保事業費納付金は、国保の財政運営の責任主体である県への納付金で、前年度に比べ1.4%の増です。

保健事業費は、特定健診等に関する事業費です。前年度に比べ2.8%の増です。

その他は、償還金や還付加算金です。前年度に比べ22.2%の増です。

以上、支出合計は、76億389万7,502円で、前年度に比べ1.1%の増となりました。

(3)収支差引額は、1億2,004万1,029円です。その下の円グラフは、令和3年度の収入及び支出の構成割合を表したものです。

3ページをお願いします。3 国民健康保険税の状況です。(1)と(2)は、収納額を一般被保険者分と退職被保険者等分に分けて集計したものです。それぞれの一番下の合計ですが、一般被保険者分は前年度に比べ3.4%の減、退職被保険者等分は、退職被保険者が令和元年度末ですべて一般に移行したため、65.8%の減です。令和3年度の退職被保険者が0人にも関わらず収入額が発生した理由としては、滞納繰越分の納付によるものです。

(3)と(4)は、現年度分と滞納繰越分に分けて集計したものです。それぞれの表の下から3行目、収納率は、調定額に対して実際に収納した比率ですが、現年度分は94.07%で、前年度に比べ0.1%減、滞納繰越分は27.91%で、前年度に比べ2.2%減と

なりました。なお、表に記載はありませんが、現年度分と滞納繰越分の合計の収納率は83.93%です。

4ページをお願いします。4 保険給付の状況です。(1)から(3)は、療養給付費と療養費の状況で、(1)一般被保険者分、(2)退職被保険者等分、(3)総医療費に分けて集計したものです。各表の項目のうち、療養給付費は、被保険者が医療機関等で診療を受けた場合の医療費で、療養費は被保険者が柔道整復師の施術や、針、灸、マッサージなどの施術を受けた場合の医療費、コルセットなど治療用装具代です。年度等のうち、費用額は診療等にかかった10割分の金額で、給付件数は診療報酬明細書の件数です。診療報酬明細書は、医療機関等で診療等を行った際に患者ごと、月ごとに作成されるものです。

(3)総医療費の合計では費用額は1.3%の増、その右、給付件数は2.5%の増となりました。一人当たり費用額、一人当たり給付件数は増えましたが、一件当たり費用額は減少となりました。高額な治療を受けられた方は減ったものの、受診者数の増加によるものと思われます。

一番下の(4)その他の給付の出産育児一時金と葬祭費は、それぞれ前年度より増加、傷病手当金は令和2年度に始まった制度で、令和2年度の申請は無く支給は0件でしたが、令和3年度は8件支給しました。

5ページをお願いします。参考資料1 保険給付の給付事由の内訳です。前ページの療養給付費について、内訳を細かく表示したものです。こちらの表では日数を掲載しています。

一番下の(3)総医療費ですが、費用額が高額な入院診療費、入院外診療費、調剤のうち、特に入院外診療費の費用額が前年度より増加し、調剤の費用額が前年度より減少しました。入院外、歯科ともに件数、一人当たり費用額が増えていることから、受診者数の増加により入院外の費用額が増えたと思われます。

6ページをお願いします。参考資料2 令和2年度実績 国民健康保険主要データ比較です。令和3年度実績がまだ公表されていないため、令和2年度実績としています。本市データの4段目、総世帯に占める国保世帯数の割合が29.3%、6段目、総人口に占める国保被保険者数の割合が19.6%で、ともに近隣市町、県全体と比較して高くなっています。

その下、一人当たり療養諸費費用額から保険税収納率までは、下段に県内54市町村内の順位を掲載しています。一人当たり療養諸費費用額は14位(前年11位)、一人当たり保険税調定額は42位(前年48位)、現年度分保険税収納率は33位(前年36位)でした。これは金額、収納率が高い市町村が上位となるよう順位がついています。

以上で、資料 令和3年度知多市国民健康保険事業報告の説明を終わります。

続きまして、事前に送付させていただきました、A4サイズ1枚のジェネリック医薬品の利用促進の状況についてご説明します。

ジェネリック医薬品の利用は医療費抑制に効果的であるため、国保加入者に対してジェネリック医薬品希望カードを配布するとともに、8月と2月の年2回、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付し、ジェネリック医薬品に変更した場合に自己負担額がどのくらい削減できるかをお知らせしています。

(1) 差額通知送付対象です。通知の対象は対象月に処方された先発薬で、通知対象医薬品に該当するものがある場合に、ジェネリック医薬品に変更した場合の差額が200円以上、年齢は30歳以上で、記載しています9つの対象医薬品についてです。また、福祉医療等を受けており、窓口での自己負担がない方についても、保険者負担分を削減するために通知しています。

(2) 差額通知送付実績です。通知件数は、令和3年8月送付分が452件、令和4年2月送付分が358件でした。ジェネリック医薬品利用率(数量)は、対象月の知多市国保全体の数量ベースでの利用率です。

次に効果ですが、保険者負担軽減額は、対象月の翌月以降に通知対象者がジェネリック医薬品に変更したことにより軽減された実績額の累計です。

(3) ジェネリック医薬品利用率(数量)の推移につきましては、各年度の平均利用率を記載しています。平均利用率は、厚生労働省が定めた目標値80%以上を令和元年度に上回りました。以上で、ジェネリック医薬品の利用促進の状況の説明を終わります。

続きまして、保健事業について、健康推進課 江端より説明します。

#### 事務局(健康推進課統括主任)

令和3年度保健事業の実績についてご説明いたします。1(1) 特定健康診査受診率の推移をお願いします。特定健康診査は、国保加入者の40歳から74歳までの方を対象に実施する健診です。令和3年度の受診率は令和2年度と同じ44.2%でした。

(2) 特定保健指導該当者数と該当率の推移ですが、特定保健指導対象者は、腹囲またはBMIが基準を超え、高血糖、高血圧、高脂血症のリスクをあわせもつ方です。リスクの該当数や年齢により、動機づけ支援、積極的支援となります。令和3年度の該当率は動機づけ支援が9.7%、積極的支援は2.1%でした。

(3) 特定保健指導実施者数と実施率の推移ですが、令和3年度に初回面接を終了した方のうち、動機づけ支援の実施率が52.2%、積極的支援の実施率は37.2%でした。

(4) 特定保健指導参加勧奨ですが、対象者のうち保健指導の未利用者に対して個別に電話連絡を行ったものです。対象者135人に電話連絡し、70人の方に参加勧奨と保健指導を実施することができました。そのうち、面接等による保健指導につながった方は



17人でした。

2ページをお願いします。また、参加勧奨をした方のうち、健診結果が要医療の判定であった方には医療機関受診の必要性についてもお伝えしました。32人の方に受診勧奨を行い、その後実際に受診につながったことが確認できた方は9人でした。

次に、2 糖尿病性腎症重症化予防事業についてご説明します。この事業は健診で糖尿病域の結果が出ているものの、まだ受診をしていない方を対象としており、令和3年度は個別の重症化予防プログラムと講演会を実施しました。

(1) 重症化予防プログラムは、保健師・管理栄養士による面談3回と電話支援を2回実施して、生活の振り返りや栄養、運動の指導を実施しました。①の参加人数は20人です。

各測定項目の平均値の推移は表のとおりです。③の受診状況としては20人中14人が受診につながりました。また参加者のうち9人が過去1～2か月間の血糖コントロール状態を表す指標であるHbA1Cが6.5%未満になりました

3ページをお願いします。(2)の重症化予防講演会は医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による講演を実施し、参加者は家族を含め13人でした。

3 若年健康診査受診勧奨をお願いします。令和3年度に39歳を迎える方に若年健康診査を個別通知にて勧奨し、次年度から対象となる特定健康診査を継続して受診していただくきっかけづくりをしました。119人にハガキを送付し、受診者は19人でした。令和3年度の保健事業実績については以上です。

続きまして令和4年度の保健事業予定についてご説明いたします。1 特定健康診査についてですが、個別健診を6月1日から、集団健診を7月26日から実施しています。

2ページをお願いします。2 特定保健指導は、動機づけ支援レベル、積極的支援レベルと判定された方に対し、7月13日から実施しています。

別紙1に特定保健指導全体の流れが示してありますのでご覧ください。図の左の方にグレーで色付けしてある健診結果説明会を初回面接として、評価までの6か月間で対象者が健康な生活習慣を身につけられるように、働きかけていきます。また参加されない方に対しても電話などでアプローチすることによって参加や受診勧奨をしていきます。

2ページにお戻りください。3 糖尿病性腎症重症化予防事業は令和3年度と同様に糖尿病性腎症重症化予防プログラムと、3ページにあります糖尿病性腎症重症化予防講演会の2つを実施します。講演会については、今年度は対象者への個別通知だけではなく、広報等での周知をしてより多くの方に関心を持っていただけるように働きかけていく予定です。

4 若年健康診査受診勧奨についてですが、令和3年度は39歳を迎える方に対して個別通知をしましたが、今年度は対象者を拡大し、38歳、39歳を迎える国保加入者に対し

て6月末に個別通知をしました。令和3年度は受診者が目標よりも少なかったため、今年度はハガキを男女別、カラーにし、さらにナッジ理論を利用し、直感的に受診という行動を選べるような内容に変更しました。健診を継続受診するきっかけとなるよう今後も取組をしていきます。保健事業についての説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質疑に入ります。この議題につきまして、事前に2人の委員から、3件の質問をいただいております。はじめに、提出されました委員、質問の要旨を説明してください。

委 員

令和3年度知多市国民健康保険事業報告 資料の2ページ、2経理状況(1)収入の繰入金について、令和3年度(見込み)が685,593,700円で、前年度比18.4%増加していますが要因は何でしょうか。また、法定外繰入の金額と割合を教えてくださいと思います。

議 長

事務局の方から、質問に対する回答をお願いします。

事務局(保険医療課統括主任)

塚本から説明させていただきます。繰入金全体の増加については、歳入の減少と歳出の増加によるもので、歳入の減少としましては、前年度に比べ3年度は税率改正がなく、被保険者数が減少していること、税制改正とコロナの影響により所得が減少したことが主な要因で、他には国庫補助金の減少、前年度からの繰越金の減少等が挙げられます。

歳出の増加としましては、県に納める事業費納付金の増額が主な要因となっています。

次に法定外繰入金の金額と割合についてですが、金額は2億1,858万1,000円で、繰入金全体に占める割合は31.9%です。なお、法定外繰入金のうち赤字に該当する決算補填等目的の繰入金については1億4,909万9,680円で繰入金全体に占める割合は21.7%です。回答は以上です。

議 長

説明が終わりました。委員、よろしいでしょうか。

委 員

はい。ありがとうございました。

議 長

続きまして、委員、質問の要旨を説明してください。

委 員

同じく、2ページの支出状況について、保険給付費のうち葬祭諸費が、前年度比 33.3% 増加している要因は何でしょうか。また、その他の支出も、前年度比 22.2%増加している要因は何でしょうか。

議 長

事務局の方から、2点の質問に対する回答をお願いします。

事務局（保険医療課統括主任）

1つ目の質問の葬祭諸費とは国保被保険者が亡くなった時に、葬祭を行った方に支給する葬祭費5万円のことで、葬祭費支給対象者のうち、レセプト情報でコロナの公費番号がついていた方の割合が、72.66%と高かったことにより、コロナに関連した傷病により、死亡者が増えたことが要因であると考えています。

次に、2つ目の質問、その他の支出の内訳としては、国民健康保険税還付金、還付加算金等がありますが、令和3年度はこれらに加え、県支出金 精算返還金が発生したことが前年度比 増の要因となっています。この返還金は令和2年度の特別交付金の精算によるもので、2年度にコロナの影響で、特定健診受診者数が減少したこと、糖尿病性腎症重症化予防講演会が中止となったこと等により、交付額に比べ、実績額が低かったことにより、3年度に県に対して返還を行ったものです。回答は以上です。

議 長

委員、よろしいですか。

委 員

はい。ありがとうございます。

議 長

その他、委員の皆様、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

他にご意見、ご質問ないようですので、報告事項 ア 令和3年度国民健康保険事業報告についてを終わります。

続きまして、イ 令和4年度国民健康保険税の税率等改正についてを議題とします。

事務局から説明してください。

事務局（保険医療課長）

保険医療課長です。国民健康保険税の税率等改正の影響についてです。令和3年度第2回運営協議会で税率の改正についてを、第3回運営協議会で課税限度額の当年度改正についてをご審議いただきました。それぞれの答申に基づきまして市議会の議決及び承認を経て、令和4年度から税率等の改正をしております。改正の影響につきまして、担当からご説明いたします。

事務局（税務課統括主任）

ここから税務課小林が説明させていただきます。お手元の令和4年度国民健康保険税の税率等改正についてをご覧ください。

①保険税率等改正に係る影響について、令和4年度の税率等改正では、各区分の平等割以外、所得割においては負担率を、均等割においては負担額をそれぞれ上げているほか、医療給付費分・後期高齢者支援金分の課税限度額について増額しています。こちらの表は、令和3年度と令和4年度の当初課税時の保険税調定額を比較したものです。区分ごとに上段が保険税の合計額、下段が一人当たりの負担の基準となっており、一番右の欄がそれぞれの区分の令和3年度と令和4年度の差額が記載してあります。そして一番下の太枠が、全ての区分の合計額の一人当たりの差額で、令和3年度に比べ令和4年度は、3,501円の増額となりました。

②未就学児の均等割の減額について、令和4年度より子育て世帯の支援のため、未就学児の医療給付費分及び後期高齢者支援金分の均等割額が半額になります。当初課税時において対象人数は341人で、4,021,920円を減額しています。

次ページ資料をお願いします。知多5市の国民健康保険税率等の一覧でございます。上段が令和4年度、下段が令和3年度の状況になります。一番右側が本市で、本市と同様に令和4年度に税率の引上げを行ったのは、東海市と大府市になります。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの一番下の段が課税限度額で、5市ともに令和4年度に当年度改正をし、法定限度額となっています。説明は以上です。

議 長

事務局から説明が終わりました。委員の皆様、ご質問はございますか。

(質問等なし)

議 長

よろしいですか。税率等改正を2年に1度行って、おおよそ3,501円の増額となったということですね。

事務局（保険医療課長）

補足説明としまして、隔年で4,000円という基準を設けて、審議しておりますので、令和5年度は税率の改正は行わない予定であります。ただ6年度におきまして、税率改正をしていくのですが、今年度の決算、また県が示す税率の基準というものがありませんと、それを見て、4,000円では赤字という部分が補えないということになりますと、もう少し値上げをしていく可能性もあるかもしれないと考えております。今年度の状況を見て、次年度検討していきますので、お願いいたします。

議 長

それでは、他にご質問等ないようですので、報告事項 イ 令和4年度国民健康保険税の税率等改正についてを終わります。次に、(2) その他でございます。事務局、何かありますか。

事務局（保険医療課長）

通常ですと例年11月に、第2回の運営協議会を開催しておりますが、今年度は制度改正等がありませんので、今のところ開催は予定していません。次回は令和5年2月を予定しております。日程が決まり次第、ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長

委員の皆さま、ご意見、ご質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

ないようですので、(2) その他を終了します。それでは、本日の知多市国民健康保険運営協議会は、以上をもちまして終了いたします。皆様方のご協力により、無事に終了することができ、大変ありがとうございました。

進行者（保険医療課長）

これもちまして、令和4年度第1回知多市国民健康保険運営協議会は、閉会といたします。気を付けてお帰りください。

（午後2時20分 閉会）